

水道ビジョン(案)に対する主な意見について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・厚生労働省ウェブサイト上に掲載
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成16年3月29日(月)～4月23日(金)

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出者数	49者 →	内訳	所属	
意見の総数	320件	個人	37	水道事業体 7
				労働組合 2
				水道関連団体 7
				大学・研究機関 4
				民間企業 14
				その他 3
		団体	12	水道事業体 2
				地方公共団体(行政) 1
				民間企業 1
				労働組合 8
		合計	49	

3. 意見の概要及び意見に対する対応の考え方

別紙の通り

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
1	全般		文章が途切れなく長すぎる箇所がある、カタカナ用語が多用され文章表現に判りにくい部分が見られる。広く一般にわかりやすい明晰な文章にしていきたい。点の付け方を工夫する等によって読みやすくすること。	御指摘を踏まえ、修文します。
2	全般		現在の行政や諸制度の枠内での議論にとどまることなく、今後あるべき水道に向かって、文字どおりの21世紀の水道ビジョンを打ち出されることを切望する。	御意見を踏まえ、水道ビジョンに掲げられた目標の達成に努めていきます。
3	全般		水道ビジョンの、今後のレビューによる詳細で実践的なアクションプランの立案を強く望む。	御意見の主旨を踏まえ、具体的施策の検討を進めていきます。
4	全般		何故、水道ビジョンのようなものを国が作るのか、これはむしろ水道事業が作るべきものではないか。国は水道事業が、もっと自由に活動出来るような環境を整えることに力を尽くすべきではないか。	関係者が共通の目標を持って、互いに役割を分担しながら連携して取り組むことができるよう、その道程を示すために本ビジョンを作成したものであり、国の役割であると考えています。水道ビジョンの実施に当たっては、個々の事業者の実情を配意しつつ、水道ビジョンに掲げられた目標の達成に努めていきます。
5	1. 水道ビジョンの目的	P1	「21世紀初頭の我が国は、20世紀に整備された水道施設の多くが老朽化しその」、 「21世紀初頭の我が国では、1970年代までに整備された水道施設の多くが老朽化しつつあり、その」などとすべきではないか。	御指摘を踏まえ、修文します。
6	1. 水道ビジョンの目的	P1	「水道基本問題検討会の成果に立ちつつ」としているが、これまで数次に亘って提言されてきた施策の実施の成果とその分析、更にそれらの問題点の抽出を経て反省点、改善点を明確にし、その結果をこの度の提言に繋げるという手順が踏まなければならないのではないかと。	御指摘の点については、第2回及び第3回の水道ビジョン検討会においてレビューしています。
7	1. 水道ビジョンの目的	P1	水道に関わる人々とは、誰をさすのか。国、都道府県の行政部門は含まれているのか。	水道に関わる「すべての」人々であり、国、都道府県の水道行政部門も含まれています。
8	1. 水道ビジョンの目的	P1	水道ビジョン(案)は、水道の仕組みを維持していく水道界の方にも力点がおかれているので「水道の将来像」は「水道と水道界の将来像」とすべき。	水道ビジョンは、水道界の行うべき施策・方策の対象としての水道のあり方を述べたものであり、現行の記述が適切であると考えます。
9	1. 水道ビジョンの目的	P1	水道は50年、100年の時間感覚でその進むべき方向を定め、それを目指して長期、中期の計画を策定しなければならないのに、いきなり中期ビジョンという手法を採るのは何故か。	本ビジョンでは、必要に応じ今世紀末までの将来見通しを立てた上で、長期的な目標を達成するための10年間の施策を記述しています。
10	1. 水道ビジョンの目的	P2	達成目標と人的、財政的、資源的な計画が示されていないのではないかと。	達成目標については、5.6.等に示されています。また、水道ビジョンにおいては、具体的な、人的、財政的、資源的な計画まで示すことはいたしません。ビジョンの実現に向け、的確に具体的な施策を進めていきます。
11	2. 水道の現状と将来の見通し	P2	「国民の大部分が水道による水の供給の恩恵に浴す」は「恩恵を受ける」にすべき。	御指摘を踏まえて修文します。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
12	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	河川等表流水水源の汚濁、汚染、さらに地下水環境の悪化に対し、水道事業者任せにするのではなく、権限を有する国の責任で行うべきである。また、水源地の環境の保全に係る規制等の政策も必要である。	御指摘の水道水源の保全の重要性は、国としても認識しており、厚生労働省としては、「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の着実な施行に努めているほか、関係省庁連絡会議を設置し、この中で水道水源の水質保全についても検討しています。また、関係行政機関においても、廃棄物処理法や森林法に基づく水源保全に関わる法律の適切な運用に努めているところである。 なお、水源保全に係る法律を所管している省を含む関係行政機関との連携の必要性について5(2)ウに記述しています。
13	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	20条、34条検査機関の登録制への移行は、無規制・無監視による検査精度の低下等危険性を高めた制度であるため、都道府県の水道行政・衛生行政による監視を行うよう制度の再改正が必要である。	登録制については、水道法において登録基準として検査の信頼性確保に関する措置をとることが要求されており、各検査機関において精度管理や内部監査が行われることとなることから、精度を確保するための制度的な枠組みは整備されていると考えています。厚生労働省としては、これらの制度を確実に推進してまいります。
14	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	大臣認可の水道事業において、「水道の管理体制の不備が多く見受けられる」現実は深刻に受け止める必要があり、5(1)で、「事業者は水道の管理にあたって、少なくとも規定されている基準を遵守することは当然として、緊張感をもって水道の管理に当たるべき」ことを強調したい。	御指摘の趣旨は、「3. 目指すべき方向性」において、「自らが高い目標を掲げて」として含まれております。水道の管理については、現行制度の適正な運用及び必要に応じた制度改正により、その徹底に努めていきます。
15	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	計測技術の進歩により汚染が認識されるようになった、内分泌攪乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)などの微量化学物質について、水道がどう対応するかについての考え方を明らかにすべき。	内分泌攪乱化学物質については、平成15年度5月の水道水質基準改正の際の厚生科学審議会においても検討対象とされました。今後は、最新の知見を反映するために水質基準を逐次改正することとしており、内分泌攪乱化学物質についても検討対象に含まれています。
16	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	法定外目的税「水源環境税」への対応について水道ビジョンに反映すべき。	水源環境税はいくつかの県で検討され、一部で導入されたと承知しています。水源保全は関係機関等との連携の中で、適切に対応すべきであり、税制に特化した対応を記述するのは適当ではないと考えています。
17	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	残留塩素を下げるビジョンを持つべきである。	御指摘の点については、5(2)ウに記述しています。
18	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	おいしい水を利用する方法として、需要者の宅内の配管は2系統として家庭内で2次処理を行う「給水点高度処理」について研究を進めるべき。	今後の調査研究において、御意見を参考にしす。
19	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P2	「水道事業者が 持たない制度」は、「このような施設の設置者が管理責任を持つ制度」とすべき。	水道事業者が管理責任を持っていないことへの問題提起であるので、現行の記述が適切と考えます。
20	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P3	すべての地域で管路による一体的給水をしなければならない理由はない。山間部の水道未普及地域の問題解決のためには、集落の中心部に貯水槽を置き、タンク車で最寄りの水道から供給を受ける貯水槽水道として運用するとか、河川水または地下水を水源とする場合はユニット式高度処理装置などを設け水道事業として運営するのがよい。	新たな概念の広域化には御指摘の方式も含まれており、「集中と分散を組み合わせた水道システム」(5(1)ア)や「ソフト統合」(6(1)ア)等がこれに当たります。御指摘も参考にして、「給水力パー率100%」の目標の達成に努めていきます。
21	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P3	「都道府県等の条例によって衛生確保が」は、「都道府県等の条例の施行によって衛生確保が」とすべき。	条例の制定及び施行によるものであり、現在の記述で適切であると考えています。
22	2.(1)安全な水、快適な水が供給されているか	P3	「リスクコミュニケーション」が、「需要者への情報公開」としかとらえられないような記述になっている。	御指摘を踏まえ、修文します。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
23	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P3	「各需要者・利用者まで」は、「各需要者まで」などとすべき。	御指摘を踏まえて修文します。なお、それぞれ水道法の用語に沿ったものであり、「需要者」は「利用者」のうち、水道事業者等と契約関係にある者をいいます。
24	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P3	何を以て水道の基本とするかは、慎重な意見の集約を経なければならない。	本ビジョンは、水道ビジョン検討会における議論、関係団体からのヒアリング、さらにはパブリックコメントを経て作成されるものであり、議論は尽くされているものと考えております。
25	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P3	「大きな課題」の解決策として、「事業の広域化・統合等により経営基盤の強化を図る」とするのは短絡である。広域化や統合が経営の問題などを全て解決できる訳ではない。	広域化は、運営基盤強化のための最も有力な手段の一つです。本ビジョンにおいては、従来の広域化・統合の限界を認識した上で、新たな概念の広域化を提唱しています。新たな広域化が最適な事業形態の選択等とあいまって水道事業等の課題を解決できるものとなるよう、その在り方を検討していきます。
26	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P3	「人々の生活様式が高度化、多様化した今日」は、「多様な水利用機器が高度に普及した今日」などとすべき。	水利用機器のみが高度に普及するためではないため、現行の記述が適切と考えます。
27	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	災害時の対応には地域住民との連携が必要である。	御指摘の趣旨を5(3)ウに追加します。
28	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	地震体制の強化のみではなく迅速確実な復旧を組み合わせるべき。	5.(3)ウに応急復旧の重要性についても記述しています。
29	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	現行のダム等の水源開発は、おおむね10年に一回起こる渇水を想定して計画されており、他の水道施設に比べて余裕がない。渇水対策ダム、水源の予備について強調すべき。	御意見を踏まえ、修文します。
30	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	水資源をめぐる課題の中に、ダムなど大規模な水源開発が生んだ環境破壊などの問題点について記述すべき	ダム等の水資源開発施設の建設を巡る環境問題については認識しておりますが、2.(2)においては現行の記述が適切と考えます。
31	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	地球温暖化及びその影響についての科学的根拠を知りたい。	地球温暖化についての情報は、関係機関のホームページ等にて紹介されています。
32	2.(2)いつでも使えるように供給されているか	P4	地下水位が過度に上昇する場合の問題も含めて水循環を論じるべき。	地下水位の問題は、一義的には環境問題の範疇で議論されるべきであると考えています。水道にとって地下水が重要な水源であることは論を待ちません。
33	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	対前年度比マイナス1%で推移するというシナリオの蓋然性が説明されていないが、今後の水道施設の建設改良に対する投資額予想については、水道事業者や政府での見込み等、何らかの根拠が必要ではないか。	近年の水道投資額の減少傾向から、検討会においては現状維持及び1%減少の2つのシナリオで試算しましたが、より蓋然性が高い後者を例として述べたものですが、御指摘を踏まえ、説明を加えます。
34	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	水道料金は経営実態から算定され、決定されるべきものであるが、現行の制度では種々の要素が複雑に絡み合って決まっている。これを整理しない限り、施設更新のための資金の用意は困難となり、その実施は難しくなる。	御指摘も踏まえ、水道ビジョンの目標の達成に向け検討していきます。
35	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	老朽化していても投資財源が無ければ再構築などは実行不可能であることから、「施設の老朽化」は、「施設の更新」とすべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
36	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	「新しい資金源」、「資金メカニズムの多様化」について、施設更新に必要な資金を確保する必要性などは理解できるが、具体的にどんな資金源を求めようとしているのか例示すべき。	新たな資金源については、既存の枠組みにとらわれない幅広い検討が必要であることから、例示をしていません。今後検討を進める中で、具体的に考えていくこととしています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
37	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	公の施設の指定管理者制度が水道事業においてツールとして機能するとは思えないので、指定管理者制度についての記述を削除すべき。	水道事業に関係する地方自治制度の見直しの事実関係を述べたものです。適切な運営形態の選択肢として機能するかどうかは、地域の実情に応じて判断されるものと考えます。
38	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	「民間セクターのポテンシャル」は、「民間セクターの潜在能力」などとすべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
39	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	「初期」は「所期」とすべき。	御指摘のとおり修文します。
40	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P5	水道の質的向上と給水サービスの充実のためには、現行の水道法の枠組みを越えた取り組みが必要であり、法律改正も踏まえ、柔軟性を検討すべき。	御指摘の趣旨も踏まえ、水道ビジョンの実現にむけた具体的な施策の検討を行ってまいります。
41	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	水道事業の政策決定のための検討過程では、需要者への情報公開だけではなく、住民の意見を受け止めて議論をする仕組みが必要。	御指摘の趣旨は、7の第2段落に示しています。
42	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	大都市では、水道普及率が100%となっているにもかかわらず、大口需要家である企業や病院などにおいて、コスト対策の一環として地下水を汲み上げる専用水道が急増しており、特に、吐出口断面積6cm ² に満たない未規制の飲用井戸については、現在の法制度では、その実態が把握し難い状況にあるため、対策に苦慮しているところである。 水道としても、水質・水量管理や維持管理面において、地下水利用から水道利用への転換に向けた議論を進めたり、実態把握の困難な未規制の飲用井戸を抑止するための新たな法制度等の仕組みづくりを検討するなど、一定の対応が求められるのではないかと。	小規模飲用井戸等の水道法規制対象外施設の衛生確保については、今後の制度的検討も含めた検討を進めていきます。
43	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	民間委託事業を考える際、人件費を圧縮しがちな傾向となることが予想できるため、例えば水道施設管理技士の等級と日当の基準を設けるなど、何らかの防御策が必要ではないかと。	御指摘の趣旨をも踏まえて、水道ビジョンの実現に向けた具体的な施策の検討を行っていきます。
44	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	水道技術の継承は、官民が連携して全体で将来に継承されればよい。また、民間で技術水準を確保するためには、安定的な雇用が必要であり、いわゆる現場技術、技能職種を軽視すべきではない。	御指摘のような意見も踏まえ、水道ビジョンの実現に向け検討していきます。
45	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	技術承継の危機について、単に数の問題として議論するのは単純すぎる。「技術者数は十分とは言えない」は、「技術者数・質とも十分とは言えない」とすべき。	御指摘の趣旨を踏まえ、当該部分の表現を整理します。
46	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	新しい技術の普及に合わせるように、この技術を評価し、その普及を助けると称して、多額の評価料・認定料を取る組織が出現している。このような動きは新しい技術の発展と普及を阻害するだけでなく、水道コストを押し上げることに繋がる。	6(3)にも記述があるとおり、民間機関等で開発された新技術の普及促進及び技術開発の活性化が図られるよう、具体の検討を行ってまいります。
47	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	新しい高度なシステムの開発が重要であることには異論はないが、長い将来を見れば、エネルギー低消費型の水処理への回帰を真剣に検討することが必要である。	御指摘の趣旨は、「環境・エネルギー対策の強化」として盛り込まれています。

番号	項目	頁	意見	考え方（案）
48	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	浄水技術の面では、従来の急速砂ろ過法では、クリプトスポリジウム等の汚染に対応しきれないことを率直に記述すればよい。日本では急速砂ろ過法が全国的に採用されているが、ヨーロッパ特にイギリスでは、急速と緩速ろ過法の組み合わせが基本である。わが国の場合も、従来の急速ろ過に加えて、膜処理等の最新技術を大いに採用すべき。	クリプトスポリジウム対策に関しては、現時点の知見では、濁度0.1管理による急速ろ過で対応が可能と認識しています。新技術の普及促進については記述がなされています。
49	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	緩速ろ過処理で、真に安全な水道水を供給しようとするビジョンがない。	浄水方式については、地域の状況を踏まえて適切に選択されるべきものであり、国が全国一律に一定の浄水方法を推奨するのは適切ではないと認識しています。
50	2.(3)将来も変わらず安定した供給ができるようになっているか	P6	技術革新は浄水分野のみではない。管路の面で日本列島全体で耐震管に布設替えする必要があると強調すべき。	6(1)ウにて、基幹管路の耐震化率を100%とする目標を掲げています。
51	2.(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P7	公営の水道事業は、利潤追求を基本原則としている民間企業とは違い、環境問題と経営のバランス、水道事業の社会的責任に重点を置くことができるので将来にわたって社会的責任を実現可能であることを主張すべき。	水道事業が社会的責任を的確に果たしていくべきであることは本文に記述されています。また、民間で運営されている電気やガスなどの公益事業についてもライフラインの確保という社会的責任を担っていると認識しています。御意見として参考にします。
52	2.(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P7	地球のエネルギー資源は、50年後に涸渇すると予想されており、将来に備えて、エネルギー多消費型の現行の水道システムをどのように適合させていくかが重大な課題だが、本提言は、このような課題への長期的視点を欠いている。	御指摘の趣旨は、「環境・エネルギー対策の強化」等に述べています。
53	2.(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P7	関係省庁による健全な水環境系構築への検討内容について示すべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
54	2.(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P7	「あり方」と「在り方」を統一すべき。	御指摘を踏まえ、固有名詞を除き「在り方」に統一します。
55	2.(4)水道は環境保全などの社会的責任を果たしているか	P7	「新たな観点からの率先して取組みも必要」は、「新たな観点から率先して取組むことも必要」などとするべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
56	2.(5)世界の中でわが国の水道はどのような位置にあるか	P8	「(5)世界の中でわが国の水道はどのような位置にあるか」は、「(5)世界の中でわが国の水道はどのような役割を果たすべきか」などとするべきではないか。	御指摘のとおり修文します。
57	2.(5)世界の中でわが国の水道はどのような位置にあるか	P8	「人類の生存において欠くことができない」は、「文明社会における人類の生存に欠くことができない」などとするべき。	あえて限定をかける必要はなく、現行の記述で適切であると考えます。
58	2.(5)世界の中でわが国の水道はどのような位置にあるか	P8	「水道は、必要であるが、考えられる。」は、「水道の形態や施設内容等は、大きく異なることがある。したがって、その点に留意しておく必要があるが、業務指標を 考えられる。」などとするべき。	御指摘を踏まえ、修文します
59	3. 目指すべき方向性	P9	「水環境に依拠し」との文章の表現をわかりやすくするべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
60	3. 目指すべき方向性	P9	より高い水準の水道を目指すのが当然の責務であると主張しているが、必要十分な機能を目指すべき。また給水サービスの水準は住民が定めることで行政の関与等は必要最小限に止めるべき。	水道が置かれた現状に満足することなく、様々な分野で改善を図ってより良い水道を実現しようとするものであり、むやみに高度な水準を求めているものではありません。給水サービスの水準については、地域のコンセンサスで決めるが基本と考えており、その旨記述しています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
61	3. 目指すべき方向性	P9	「需要者の満足度が高くあり続け」は、「需要者の要求を満たし続け」などとすべき。	現行の記述で適切であると考えます。
62	3. 目指すべき方向性	P9	「世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける」…という表現があるが、水道に必要以上のレベルを求めることは不合理ではないか。外国以上のレベルを目指す必要があるのか。厳しい財政状況にある水道は多く、まず健全な経営を取り戻すための支援が先ではないか。	本ビジョンにおいては、今後の水道のあるべき姿をどのようにとらえるかという観点から議論を行った結果として、御指摘の基本理念を掲げています。需要者の満足度向上につながらない「必要以上のレベル」は本ビジョンの意図するところではありません。また、水道の運営基盤の強化は重要施策であり、5以降に詳細に記述しています。
63	4. 長期的な政策目標	P9	環境、国際の課題は、大規模事業体等に大きく依存した課題なので、余力のある国や大規模事業体等に十分な配慮を行ってもらえるような形を望む。	意見の主旨を踏まえ、水道ビジョンの目標の達成に向けた具体的な検討を進めていきます。
64	4. 長期的な政策目標	P9	第4章に「水道に係る文化」「快適性」等、わかりにくい表現がある。説明を要す。	御指摘を踏まえ、2(1)に「快適性」、2(3)に「水道文化」の記述を追加します。
65	4. 長期的な政策目標	P9	河川、湖沼、ダム等の表流水への過度の依存は問題であり、今後とも地下水位・水質のモニタリングを通じ徹底した水量・水質管理を行い、必要に応じ涵養などの保全対策を行いながら、地下水の有効かつ適正な利用を推進すべき。特に、災害対策に分散型の地下水利用水道は有効である。なお、地下水モニタリングにより得られたデータは地盤環境保全・地震予知のためにも活用するべきである。	2(2)の「(水資源をめぐる課題)」を御指摘を踏まえ修文いたします。また、5(3)イに追加した「渇水時用の予備水源」には地下水も含まれています。なお、地下水保全への水道事業者等の取組みについては、2(4)の「(高まる環境問題への対応の重要性)」の「計画的、体系的な水源保全」に含まれています。
66	4. 長期的な政策目標	P9	厚生労働省の今までの「水道事業政策」から大きく前進し、国民(水道需要者)のニーズを第一に考え、国として必要な措置(国庫補助も含め)を講じていくという点をもっと前面に出すべき。	本ビジョンは、御指摘の視点で作成しています。
67	4. 長期的な政策目標	P9	生活用水については、国民1人1人に係ることであり、担当を市町村とすべき。	現在、水道事業は原則市町村が経営するものとされており。水道ビジョンの具体的な施策の検討においても、御意見の趣旨を踏まえ進めてまいります。
68	4. 長期的な政策目標	P10	更新を先送りしてツケを次世代に回さないようにするという趣旨であると考えられるから、「現在の需要者だけでなく将来の需要者のニーズを満たすよう」は、「現在の需要者のニーズを満たすだけでなく、世代間の公平性を維持するよう」などとすべきではないか。	御指摘を踏まえ、修文します。
69	4. 長期的な政策目標	P10	「平常時にあっても～を最小化する。」「地下水・地盤沈下～頃」について丁寧に記述すべき	御指摘を踏まえ、修文します。
70	4. 長期的な政策目標	P10	水道の経営側が主体的に作った発案、計画を一方的に住民に提示し、補助的に住民の意見を聞くというやり方は、住民意向に基づいた水道構築を進めるということにはならないと考える。	事業者と需要者との情報共有、相互理解等が必要であることは御指摘の通りであり、本ビジョンでも繰り返し述べています。
71	4. 長期的な政策目標	P10	わかりやすくするため、「そのため、需要者からの料金等」は、「そのための財源は、需要者からの料金等」などとすべき。	御指摘を踏まえ検討した結果、当該箇所は、5以降に記載すべき事項であるため、4からは削除します。
72	5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進	P11	水道事業の公営原則を踏まえ、水基本法の制定と水行政の一本化を促し、健全な水循環系の構築に関わる水道事業の関与と役割についてもっと明解に言及すべき。	水分野における関係機関の連携については、水道基本問題検討会報告を踏まえつつ、7.に記述しており、今後さらに連携を図ることとしています。健全な水循環系の構築においても、関係省庁との会議の場などを活用し、連携強化を積極的に行うこととしています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
73	5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進	P11	「以下に示す5つの施策群」の直下に見出しのリストを追加するべき。	御指摘を踏まえ、概要版に掲げている図を挿入します。
74	5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進	P11	このビジョンでは水道事業の標準化を強く意識して構成されているが、それは地域に適合した多様な水供給システムを創るという水道の基本的考え方に反する。	本ビジョンにおいては、地域の実情に応じた最適な水道システムの構築、最適な事業形態の選択、地域の特性を踏まえた災害対策等を推進することとしており、その趣旨は繰り返し述べられています。
75	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	新たな概念の広域化の例示のうち、原水の共同監視と防災協力は従来から行われてきたもので「委託内容や委託範囲の拡大」と「水道事業の広域化」とを同一視するのはおかしい。あるべき広域化とは、全国的に大河川(水循環系)を中心として流域の水道事業体(小規模水道を含めて)を、効率的で健全な水道経営が可能な適正規模の水道に統合することが基本である。	広域化は水道経営の基盤強化を目的としています。施設一体化、経営一体化、運転管理一体化はいずれも基盤強化に資すると考えています。なお御意見については、今後の検討において参考にします。
76	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	表題は運営基盤とあるが、本文中では経営基盤となっている。	用語の統一を図ります。
77	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	水道運営基盤の強化の部分から読みとれるのは「事業の効率化」と「内部留保」という主張だけだが、地域住民向けのミニ公営債の活用、ESCO(エネルギー・サービス・カンパニー)事業の可能性など規制緩和時代の新しい潮流にも目を向けるべき。水道ビジョン作成の機会に、財源確保について新たな手法の開発、さらなる検討が望まれる。	御指摘の趣旨は、2において、「必要に応じて新たな資金源も活用」及び「資金メカニズムの多様化」と述べているところであり、新たな財源の確保は、持続可能な運営のための検討事項の一つと考えています。
78	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	現在各自治体が水道料金の回収をするための制度や、具体的・総合的に料金徴収をやるマニュアルが必要。	御意見を踏まえ、水道ビジョンに掲げられた目標の達成に努めていきます。
79	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	第5章のア、イ、ウ...等の題名が長い。もっと簡潔にすべき。	意味を明確にするため、現行の記述が適切であると考えます。
80	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	新たな概念による広域化を提唱し、小規模事業体問題を解決するためには、強力な政策誘導と財政措置が必要で、適正運営が可能な事業体規模(都道府県等)を示し、法改正も視野に入れた強力な統合を行うべき。	御指摘も踏まえ、水道ビジョンの目標の達成に向けて、制度的対応を含めた具体の検討を進めてまいります。
81	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	水道の広域化を推進するのであれば、市町村合併の際に、水道事業に関して関係機関等と検討を行い、多様な広域化のための具体的な政策誘導をすべきである。	平成16年1月に「市町村合併に伴う水道事業統合の手引」を作成したところです。具体的な政策誘導策については、御指摘も踏まえ、具体の検討を進めていきます。
82	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	「広域化」を「新たな概念に基づく一体管理の推進」など別の表現にすべき。	関係者にとってわかりやすいものとして「新たな概念の広域化」としておりますが、今後の検討において御意見を参考にします。
83	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	「広域的に安全度、安定度を向上させ」の表現は不要。「集中と分散を組み合わせた」とは何か。「施設の維持管理の相互委託や共同委託」が判りにくい。	「集中と分散を組み合わせた」とは、参考資料の17頁をご覧ください。わかりにくい表現については、御指摘を踏まえ修正します。
84	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	第三者委託や施設管理の一体化について、水道事業者等を支援する第三者機関の設置が望まれる。	御指摘も踏まえ、今後具体的な方策の検討をしてまいります。
85	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	「水道用水供給事業等の形態により既に広域化がなされ」とあるが、水道用水供給事業等の形態は、広域化ではなく、水道用水の補充に過ぎない。	水道用水供給事業等の形態は、従来の広域化に含まれています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
86	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	5.(1)イは今後の水道行政の要なので、なにを法改正すべきか文章を精査すべき。	事業形態の選択について制度的な制約はないことから、技術的・財政的な支援措置が必要であると考えております。
87	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	水供給は公的機関の任務とすることを明示する必要がある	現在の制度においても、水道事業は原則市町村が経営するものとされています。一方、最近の制度面での対応の結果、従来の事業形態のほか、水道事業者相互や民間業者との間で様々な形態による連携が可能となっています。事業形態には様々な特性があることから、最適な形態をいかに選択するか、需要者へのサービスという視点から幅広い検討が必要と考えています。
88	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	水道ビジョンにおける今後の運営基盤の強化に関する提言は、さまざまな事業形態の選択肢をあげているが、公共料金の低廉化を図るために民営化を前提にした議論になっており、自治体の責任を放棄しており、反対である。参考資料には、公共料金についての競争政策の執行を述べているが、競争政策を持って広域管理をすることはできない。	資料編の12～13頁の「可能な限り市場での競争を追求」との記述は、政府における公共料金・水道分野に係る指摘の事実関係を示したものです。民営化は、5(1)イに述べる「様々な形態による連携」の一つですが、「各々の水道事業の抱える課題に対応するために最適な経営・運営形態をいかに選択していくべきか、需要者へのサービスという視点から幅広い検討を行う」べきと考えます。
89	5.(1)水道の運営基盤の強化	P11	平成13年度の水道法改正の趣旨を踏まえ、最適な事業形態の選択を可能とするため、例えば職員人事、財政、経営などについて制度的制約の解消、民営水道事業の利益の地域住民への還元、適正規模の水道事業に再編成、などの方策を示すべき。	御指摘の趣旨も踏まえ、水道ビジョンの実現に向けた施策を検討していきます。
90	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	今後の水道施設の維持管理・改造・更新については、人口変化の動向を含む需要予測に則し、かつ将来に対する極力精度の高い、かつ詳細に地域特性を考慮した予測に基づいて計画・実施を進める必要がある。とりわけ、施設の維持管理の戦略(メンテナンス・マネジメント)は重要である。適切な維持管理は運営効率を向上させ、最適な更新時期を合理的に選定することを可能にする。	御指摘の趣旨をも踏まえ、水道ビジョンの実現に向けた施策を検討していきます。
91	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	水道施設・業務のデータベース用コードシステムの構築(水道施設の設備・機器及び設計・建設・維持管理各段階での業務に認識コードを付す)が必要。	御指摘の趣旨を踏まえ、水道ビジョンの実現にむけた具体的な施策の検討を行ってまいります。
92	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	5章で必要性を述べる必要はない。3章に述べていることの繰り返しを整理するとともに、意味がわかりにくい部分について丁寧に記述されたい。	御指摘を踏まえ、修文します。
93	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	水道施設の再構築、更新は、それこそ今後の水道にとって最重要課題である。地震対策、テロに対する危機管理などを前面に出して、端的明瞭に記述すべきである。	御指摘を踏まえ、修文します。
94	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	中長期的な計画な施設整備・更新が道路部局等との連携を容易にし、大きなコスト縮減に繋がるという点、「また、その実施に当たっては、…必要な制度の構築等を行う」を例示的に説明されたい。	工事の時期を調整すること等により、コスト縮減につながると考えています。「その実施」については、文意を明らかにするよう修文します。なお、必要な制度の構築については、今後検討することとしています。
95	5.(1)水道の運営基盤の強化	P12	道路部局だけでなく、官民含めた地下埋設物を所管する企業体が一同に会する組織を設置し、工事の調整を行うことが効果的な方策と考える。	御指摘の趣旨については「道路部局等」として含まれております。御指摘の方策も含めて、コスト縮減に努めるべきと考えています。
96	5.(1)水道の運営基盤の強化	P13	逓増性の料金体系の是正等を記述すべき。	逓増型料金体系等の見直しについては、5(1)エで述べています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
97	5.(1)水道の運営基盤の強化	P13	官民連携や公正で適正な費用負担の検討においては、貧困層への配慮が必要。	所得が低い方々に対しては、他の手段で助成されているものと認識しております。
98	5.(1)水道の運営基盤の強化	P13	「以上の課題に対応するため～太字終わりまで」を削除すべき。	必要な表現であるため、原文通りとします。
99	5.(2)安心・快適な給水の確保	P13	「快適な給水」とは何か。「地域差のある快適性」とは何か。	御指摘を踏まえ、2(1)に「快適性」、2(3)に「水道文化」の記述を追加します。
100	5.(2)安心・快適な給水の確保	P13	ア.の内容は、水道未普及地域問題、受水槽以下、給水装置などについて混然と記述されている。文章が緩慢であり、整理されたい。	御指摘を踏まえ、修文します。
101	5.(2)安心・快適な給水の確保	P13	貯水槽水道について水道事業者が責任を持つようにすべき。	5(2)アに「水道事業者による管理のみの統合等方策も視野に入れて検討を行う」と記述しており、御指摘の趣旨も含まれる文章となっています。
102	5.(2)安心・快適な給水の確保	P13	各種の規格や基準が水道事業者とも無関係な団体により勝手に作られ、関連製品を販売する企業は、種々難しい対応が求められる。行政はこのことに厳正なメスを入れなければならないのではないか。	水道で使用する製品については、水道法に基づき守るべき基準が定められています。この基準を満たす範囲で、民間が自主的に基準等を定めることを一律に禁ずるのは適切でないと考えています。
103	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	「財政的な支援制度」とは、何を目的に誰に対して実施する制度であるのか。	未普及地域の解消等を目的として実施するものであり、その具体的内容については今後検討することとします。
104	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	「水道に接続しておらず深刻な」は、「水道に接続しておらず、自家用井戸等の利用によって深刻な」などとすべき。	御指摘のとおり修文します。
105	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	原水悪化への対策として、浄水処理の高度化だけでなく、健全な水循環系の構築を含め関係機関が一体となった水源保全への取り組みが重要であることを記述すべき。また、水道原水二法の欠けていたものの洗い出しや、水基本法や水道法の水源対策への拡大などの具体的な措置が必要。	御指摘の原水水質の悪化に対する対策の重要性については国としても認識しており、厚生労働省としては高度浄水処理の導入だけでなく、「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」の着実な施行に努めています。また、関係省庁による水循環構築に関する連絡会議を設置し、水道水源の水質保全についても取り組んでいます。なお、水源保全に係る法律を所管している省を含む関係行政機関との連携の必要性について5(2)ウに記述しています。
106	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	地下水の汚染を言いながら、河川水から伏流水への転換等により、良好な水質が安定的に確保できるというのは矛盾。また地下水に対しても河川水と同様、公共物(公の資源であり、私有物としないことを主張したい)として保全する考え方を明記すべき。	伏流水は、河川の河川の表流水と一体となって河川近傍を流れるもので一般に河川水より水質は良好です。伏流水については、水利権の対象となりますが、地下水については河川法の適用外となり、必要に応じて各自治体の条例等により保全が図られています。
107	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	水道施設の腐食等による水道水質の悪化も大きな懸念事項であり、「水源に由来する」は、「水源ならびに水道施設に由来する」などとすべき。	水道施設の腐食等による水質悪化の懸念については認識していますが、ここは水源問題を述べる箇所であるため、この記述のままとします。
108	5.(2)安心・快適な給水の確保	P14	「水安全計画」を策定するところがあるが、わが国では「水安全計画」は未だ共通目標になっていない。WHOのWater Safety Planを参考に添付する必要がある。	御指摘の趣旨を踏まえ、修文します。
109	5.(2)安心・快適な給水の確保	P15	塩素消毒に関しては、代替消毒剤の検討の必要性や微生物的汚染物質と化学的汚染物質のリスクバランスを追記すべき。	水道における塩素消毒は、病原微生物による水系感染の防止等水質管理上必要なものですが、水道水の一層のレベル向上のため、原水水質に応じた適切な水質の管理の一環として、御指摘の趣旨を踏まえて具体的な施策の検討を行っていきます。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
110	5.(2)安心・快適な給水の確保	P15	「管内堆積物による濁水」については管内面の生物膜の存在とその健康面や水質管理面での影響についても追記すべき。	御指摘の趣旨については、5(2)イ及び6のアクションプログラム(統合的アプローチによる水道水質の向上)に含まれていますが、ここはサービス水準の向上の観点からの記述ですので、管内堆積物の健康影響についての具体的言及は行わないこととします。
111	5.(3)災害対策等の充実	P15	災害時には、官である水道事業が必要であり、「災害対策等の充実」と「包括的民間委託」は相反すると思う。	災害時においては、地域住民の立場に立って、官・民・NGO・住民等のそれぞれの長所、ノウハウを有効に活用した体制が必要と考えます。最適な事業形態の選択は、災害時の対応も考慮して行われる必要があります。
112	5.(3)災害対策等の充実	P15	災害対策といいながら、内容はほとんど地震対策である。我が国の水道施設の更新は、地震対策が中心であり、しっかり記述すること。	6.(1)ウに具体的な施策が述べられており、ここでの記述内容は適切と考えます。
113	5.(2)安心・快適な給水の確保	P15	危機管理やテロ対策のためには、スイスのように閉鎖的・強固な水道施設を目指すのも、国策のひとつであるので、この方向も記述すべき。	御指摘も踏まえて、災害対策・テロ対策の具体的な検討を進めていきます。
114	5.(3)災害対策等の充実	P16	水資源の確保は、水道事業者による努力のみでなく、国が果たすべき役割や水利権の転用など関係機関との連携も必要である。	水資源については、一義的には水道事業者が確保すべきであると考えていますが、国としても、水源開発費の国庫補助制度等を通じて、必要な支援を行っていることを認識しています。
115	5.(3)災害対策等の充実	P16	利水安全度の議論を含め、常時だけでなく渇水等のリスクを十分考慮して水利権として確保する意義を明確にすべき。	安全度を考慮した水利権の確保は財政計画に直結するものであり、需要者等への説明責任を果たした上で安全度を確保していく必要があると考えます。
116	5.(3)災害対策等の充実	P16	水道システムを「ハブ・ネットワーク構造」の一言では、言い表せない。	御指摘を踏まえ、修文します。
117	5.(3)災害対策等の充実	P16	相互連携や広域化等においてネットワークの冗長度を高める場合に、平常時の水質管理上の課題についても触れるべき。	御指摘を踏まえ、具体的な施策の検討を行います。
118	5.(3)災害対策等の充実	P16	「特に、地震発生時・・・対策を講じる。」の文章は前項と重複していないか。	異なる課題への記述であるため重複ではありませんが、御指摘を踏まえ、文意を明らかにするよう修文します。
119	5.(4)環境・エネルギー対策の強化	P17	地下水源については「公共物」としてどう規制するのか、また、地下水汲み上げによる大口利用者の私設水道転換に対する規制も含めてどう規制するのか示す必要がある。	地下水利用の規制については、地盤沈下防止等の観点から所要の法制度が整備されているほか、条例が制定されているケースもあると認識しています。地下水利用のあり方については、本ビジョンから離れて、別途検討されるべきであると考えています。
120	5.(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P18	(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の部分について「・・・、その橋渡しを行う人材のハブ組織の拡充等により人材確保の推進・・・」等、全体的に理解し難い。丁寧に説明をされたい。	御趣旨を踏まえ、当該部分について、分かり易いように修文します。
121	5.(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P18	国際化について国が主体的に行う内容、さらには関係機関の役割分担が明確ではない。従来の国際協力・援助のあり方に対する総括的反省の上に立って、今後の施策を考えるべき。	国際協力における国と地方の役割分担については、既に一定の役割分担が明確にされていますが、さらなる国際展開に向け、これまでの経験を踏まえて検討を深めていきます。
122	5.(5)国際協力等を通じた水道分野の国際貢献	P18	国際分野に進出できる組織の構築についての表現を大切にすること。	御指摘の趣旨は、6(2)に記述されています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
123	6. 各種方策の連携による目標の早期達成の	P19	「水道ビジョン(案)」の全体構成を見たとき、アクションプログラムを含めた第6章の部分を、ビジョンの基本理念を掲げた第1～5章の部分と並列で記述する必要があるのか、ご検討を請う。	第5章では施策の課題と対応する施策を、第6章では施策の指標・目標を、施策を構成する方策とともに述べたものです。
124	6. 各種方策の連携による目標の早期達成の	P19	数字、アイウ等の使い方を統一し、アクションプログラムという部分に番号を付けること。また、施策の必要性等、記述が重複している部分について整理すること。	御指摘を踏まえ、修正します。
125	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	第6章に曖昧な表現がある。明確に表記すること。	御指摘を踏まえ、修正します。
126	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	数値目標の定義をすべき。	指標及び目標の中には、既に定義があり全国値が集計されていたり、アンケート調査によって状況が把握されているものもあれば、今後、指標・目標の在り方を含めて検討するものもあります。前者については、参考資料又は検討会資料(いずれも水道課ホームページに掲載)を御確認ください。後者については、今後、必要な調査研究を進めていきます。
127	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	「施策及び施策群」の「施策群」は不要。	御指摘を踏まえ、文意が明確になるよう修正します。
128	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	各種方策の分類として使用している「～軸」という表現は一般的でないしわかりにくい。わかりやすい表現とすべき。	水道ビジョンの目標を達成するための方策は、各々軸を有しているものです。概要版の図表を挿入し、読者にわかりやすいよう工夫します。
129	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	6章について、過去の経緯や必要性についての記述は不要で、今後のやり方を簡潔に記述すべき。また、表現が抽象的なので、具体的にすべき。	御指摘を踏まえ、修正します。
130	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	水道ビジョンの目標達成には、経費削減効果、安全率向上のための投資効果等の水道事業のメリットを明らかにすることが決め手となる。できるだけ豊富なケーススタディをして、水道事業者を示すとともに、外部評価が可能になるよう一般にも公開するとより効果的である。	御指摘の通りであり、水道ビジョンの実施に当たっては、御指摘の点に留意してまいります。
131	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	第6章で設定している施策目標のレベルが高すぎ、妥当でない。水道事業を取り巻く厳しい状況を勘案し、もう少し段階的に目標値を設定すべき。	第1章にも記しているように、水道ビジョンは「水道のあるべき姿をどのようにとらえるか」という観点から議論を行ったものです。目標値は、事業者間に大きな格差がある現状を踏まえ、高いレベルにある事業者がより高い目標を設定できるようにしています。いわばレベルアップのための目標であって、ボトムアップを意図したものではありません。現状と目標値に乖離が大きい事業者には、段階的に達成可能な目標値を設定することが有効であると考えます。目標の達成のためには、関係者の一層の努力が必要であると認識しており、国としても必要な支援措置をとる所存です。
132	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	平成25年度を目標年度とする水道ビジョンに掲げられた施策目標等を達成するためには、簡易水道等への配慮、震災対策としての施設更新を重点とするなど、効果的な財源措置のあり方が重要である。	6.(2)でも述べていますが、厳しい財政事情に鑑み、より一層の重点化・効率化に配慮した補助制度の見直しを行う必要があると考えています。
133	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P19	「豊富」、「低廉」の字句を、「安定的」、「適切な負担で」といったビジョンの目標に修正すべき。	御指摘を踏まえ、修正します。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
134	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	現人員数を確保するという「数」だけで目的が達成できると思えないことから、水道事業に携わる技術者数を現状と同等確保するという目標は、妥当でない。	御主旨は理解しますが、数も重要な指標の一つと認識しています。また、数だけを揃えるのではなく、研修等により確かな技術を持った技術者を育成していくことも必要と考えています。記述は現行の通りとしますが、御指摘の趣旨を踏まえ、水道ビジョンの実現にむけた具体的な施策を検討します。
135	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	「直ちに更新が必要な施設」の判定基準を示す必要がある。	今後検討することとします。
136	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	小規模水道の管理レベル向上のための管理の一体化は強制することはできないので、骨格をつくり、参加するか否かは設置者の選択に任せる方式を検討するのが妥当と考える。	今後の制度的検討において、御指摘の趣旨も踏まえ、検討を進めていきます。
137	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	適正に経営ができていない小規模事業体対策を、超短期的に国として最も重要な課題と位置づけて取り組むべき	小規模事業体については、6.(1)ア 経営基盤の強化を図る方策の文章で御指摘の内容を表現しています。
138	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	現行の指導監督権限下では、都道府県による新広域化計画の策定は実効性に疑問があるため、現行水道法の指導監督権限上、厚生労働大臣認可水道事業者(給水人口5万人以上)については、広域化の指導等はできないのではないかと。今後、水道法改正により5万人以上の水道事業の認可・立入検査等の指導監督権限が都道府県知事に付与されれば、課題は解決する。	都道府県による広域化の検討については、指導はできなくとも、協議していく形で進められると考えています。
139	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	広域化を図るためには、都道府県の枠を外した計画であるべきで、厚生労働省が広域化計画を策定し、策定過程で都道府県又は県境を含む地方ブロック毎に検討する等の方法が効果的と考える。	御指摘のとおり、現行法では都道府県の枠を超えた計画は策定できません。今後は法制度の改正を含め、ビジョンの実現に向けて具体的な方策を考えていきます。
140	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	事業者が第三者委託の導入が必要・合理性を判断するための評価基準が必要である。	御指摘の趣旨をも踏まえ、水道ビジョンの実現のための検討の中で、具体的な検討を進めます。
141	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P20	提案されている第三者機関の任務は、技術者の確保や養成が立ち遅れた事業体における水道施設の診断や施設整備計画等の助言を目的としたものに限定し、民間企業や事業体の能力評価、民間委託の助言等と解釈できるような余地がないようにする必要がある。	第三者機関の役割については、今後具体的に検討していくこととしています。その中で、御意見については参考にします。
142	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P21	河川流域管理の観点で、下水道との連携を強調されたい。 市町村では上下水道を同じ部門で経営管理しているところが急激に増えている。国は省庁間の連携をもっと積極的に打ち出すべき。	御指摘の趣旨は統合的アプローチによる水道水質の向上として、6(1)イに記述しています。
143	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P21	水源において、塩素と反応する物質の減少の具体策について検討すべき。また、消毒副生成物等については、配水システムの広がりによって目標に相違が出ることも配慮した原水基準とすべき。	御指摘の趣旨は、6.(1)イに記述していますが、より具体的な方策のあり方については、御指摘の趣旨を踏まえて、今後検討をしていきます。
144	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P22	将来的に水道にとって問題となるような、非点源負荷源(ノンポイント)で使用、排出される未規制で難分解性合成有機化合物や農薬への対応について、一元的な取り組みが行えるよう、国の役割、責任を検討すべき。 また、これらの物質についての情報を一元的に集積・分析・提供する仕組みや、水系での総量規制が導入できる仕組みの構築が必要。	平成15年5月の水質基準改正に際する厚生科学審議会での検討においても、水質基準及び水質管理目標設定項目等に位置づけるために幅広い視点から化学物質等を検討対象としており、厚生労働省健康局水道課ホームページにおいて、各化学物質等ごとの情報を掲載しています。今後の水質基準の逐次改正においても、同様に幅広い視点に立った検討を行うべきであると考えています。

番号	項目	頁	意見	考え方(案)
145	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P22	「消火栓で消火用水が確保されるように耐震化がなされること」の記述を追加すべき。	災害時の消火用水確保については必要な措置と認識しており、基幹管路等の耐震化だけではなく他の手段も含めて防災担当部局と検討する必要があると考えています。
146	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P22	都市間比較をするため「水道施設の耐震性に関する定量的評価を推進する」の記述を追加すべき。	耐震性を評価する基準については、さらに検討していきます。
147	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P23	東海、東南海、南海地震対策推進地域以外の地域の地震の可能性に触れていない。地震発生の地域性を考慮した検討が行われないと実現性に疑問が残る。	東海、東南海、南海地震については、特別措置法が制定されているため例示したものです。御指摘の趣旨を踏まえて、5(3)アを修正します。
148	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P23	「耐震化率」の定義を示すべき。	基幹施設の耐震化率は、アンケート調査の結果、水道事業者等が耐震性があるとして回答した施設の比率です。管路の耐震化率は参考資料2のとおりです。
149	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P23	避難場所、医療施設の給水のためには配水管の耐震化も必要であることから、記述内容を変更すべき。	「配水本管を中心に」と記述しており、配水支管の耐震化についても必要と認識しています。しかし、水道ビジョンとしては配水本管を優先して記述しています。
150	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P23	施策目標に「災害時応援協定の締結後の広域訓練の実施や締結事業者間で災害対策マニュアルの取り交わしを徹底する」を追加すべき。また、日本水道協会の災害救援システムを効果的に活用すべき	訓練や具体的なマニュアルの取り交わしは重要と認識していますが、災害時応援協定の締結等に、当然含まれると認識しています。また、協定の締結時に御指摘のようなシステムも検討されるものと考えます。
151	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P23	「耐震化に適した管として水道配水用ポリエチレン管などがある。」の記述を追加すべき。	ここに、ポリエチレン管のみを記述することは、全体バランスを欠くので現行の記述で適切と考えます。
152	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P24	国際関係について、先進国との共同作業も記述すべき。	御指摘を踏まえ、修正します。
153	6.(1)各種方策の相乗効果の発揮	P24	国際貢献の施策目標について、内容の見直し・検討をすべきであって、研修生受入、専門家派遣の「数」だけの問題ではない。	御主旨は理解しますが、数も重要な指標の一つと認識しています。記述は現行のとおりとしますが、御指摘の趣旨も踏まえ、水道ビジョンの実現に向けた具体的な施策を検討していきます。
154	6.(2)制度的対応	P25	水道法改正、制度改正につながるよう文章を精査されたい。	ここでは必要性及び要検討事項の提示にとどめ、具体的な検討は別途の場を設定して行うこととします。
155	6.(2)制度的対応	P25	水道の基本法である水道法を適切に見直し、時代に適合したものに改めるべき。(第1条のいわゆる「水道三原則」や、「水道事業の保護育成」など)	制度的検討の際に、御指摘の事項も踏まえ、検討を行います。
156	6.(2)制度的対応	P25	水道法のみならず、水道水源に関わる関係各省の縦割り行政を改めるため、水管理の一元化を基本とする総合的な水基本法の制定と、これにともなう河川法等の関連法規の改正を主張すべき。	複数省庁の所管にまたがる新法の制定や他府省所管の法律の改正について、ここで述べることは適切でないと考えます。なお、水道ビジョンの実施に当たっては、関係府省との連携を強化し、所要の調整を行う必要があると認識しております。
157	6.(2)制度的対応	P25	水源水質が一定程度良好な水道事業のうち小規模なものにあっては、法で定める施設基準を一定程度緩和できる方策を講じるべき。	水道施設の技術的基準は、水道施設が備えるべき最低限の要件を定めているものですが、御指摘の趣旨も踏まえ、水源水質に応じた適切な水質管理のあり方について検討していきます。
158	6.(2)制度的対応	P25	水道事業者が国により保護・育成される時代は終わっている。これからは、国と事業者は、いわばルールが守られているか監視するレフェリーとプレーヤーのようなある種の緊張関係が必要であることを第7章に記述すべき。	第7章における「必要な規制や監督、助言等」には御指摘の趣旨が含まれています。御意見を踏まえ、水道ビジョンの実施に努めていきます。

番号	項目	頁	意見	考え方（案）
159	6.(2)制度的対応	P25	WHO等の国際機関が提案する飲料水の水質レベルを、そのままわが国の水質基準とすべきではない。	我が国での水質基準の設定設定にあたっては、WHO飲料水水質ガイドラインを、基礎とすべき知見のひとつとして参考としています。今後の水質基準の逐次改正にあたっては、我が国での実態を適切に反映していくこととしています。
160	6.(2)制度的対応	P25	テレメータ・テレコントロール技術を用いた複数水道施設の分散・集中管理を実施しようとする場合、消毒剤等が劇毒物管理の法規制に抵触するとして、責任者の常駐が求められるため、事実上実施不能となる可能性が懸念されている。このような規制が、水道の広域化を進める場合の阻害要因とならないよう、現行の関連法規制等を見直すことが必要である。	関連法規制等が広域化の阻害要因となっている場合には、関係者と相談するなどの方法も含め、今後検討していきます。
161	6.(2)制度的対応	P25	「現在の国庫補助の…見直しを行う必要がある。」では、補助金のあり方について、国と地方自治体の間で十分な議論を行う必要がある。政府の考え方を地方に押し付けるべきでない。	御指摘を踏まえ、検討していきます。
162	6.(3)技術開発・技術者の確保	P25	技術の維持・承継と技術者の確保、技術開発等については、安全な水を供給する責任を持つ事業体が積極的に行うこと及びその仕組みの充実に関する具体的施策を明示することが必要である。	御指摘の趣旨は、2(3)、6(3)において、明示されているものと認識しています。なお、水道ビジョンにおいては、個別具体の組織、機関の役割分担等に言及することは適切でないと認識しています。
163	6.(3)技術開発・技術者の確保	P25	財政の健全化はもちろん必要であるが、経験に根ざした技術者の育成は重要な課題であり、財政と技術力の維持・確保に向けた均衡ある措置のため、国などの援助措置も検討する必要がある。	御指摘の趣旨をも踏まえ、水道ビジョンの実現に向けた具体的な施策を検討していきます。
164	6.(3)技術開発・技術者の確保	P25	水道事業における技術開発・技術者の確保のために、水道部門の技術士の活用を要望する。水道の施設工事の監督を行う技術者の資格水道法施行令第4条1に「技術士法による第2次試験のうち水道部門に合格した者」を加えるべき。	水道ビジョンにおいては、個別具体の資格の要件にまで言及することは適切ではないと認識しています。
165	6.(3)技術開発・技術者の確保	P25	塩素処理不要な上質水供給システムの開発をすべき。	今後の調査研究において、御意見を参考とします。
166	7.関係者の参加による目標の達成	P26	水道ビジョンには水道事業者や民間の役割分担等について明確に述べられていない。とくに、これまで全国の水道事業に指導的な役割を果たしてきた日本水道協会の、今後の位置づけと役割について言及すべき。	関係者の役割分担については、水道基本問題検討会報告を踏まえつつ、第7章に記述していません。個別の団体の役割等を述べることは適切ではないと考えます。
167	7.関係者の参加による目標の達成	P26	第7章では水道利用者が主役であるという事を強調すること。表現があいまい。	御指摘を踏まえ、修文します。
168	7.関係者の参加による目標の達成	P26	官民連携の問題点のひとつに、給水を受ける住民参加がないことがある。関係者間の十分な連携と書かれているが、これでは不十分である。明確に政策立案プロセスへの参加を入れるべき。	御指摘の点については、第7章の最後に明示してあります。
169	7.関係者の参加による目標の達成	P26	水道の設置者・管理者は、緊張感をもって水道の管理を行うように施策を強化すべき。	水道の設置者及び管理者は水道法等関連法令を遵守すべきであり、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後は水道ビジョンにある施策を推進することが望まれます。
170	7.関係者の参加による目標の達成	P26	国の役割についての表現に具体性に乏しい。	本ビジョンの主役は、国民と、水道事業者・設置者ですが、国は、水道ビジョンを作成するとともに、その実施に際して責任を負います。

番号	項目	頁	意見	考え方（案）
171	7.関係者の参加による目標の達成	P27	需要者である国民についての役割に言及するだけでなく、行政及び事業者による国民・利用者に対する情報提供（特にトレーサビリティ情報）と、行政及び事業者と国民とのコミュニケーションの推進について積極的に言及すべき。	御指摘の点の重要性は認識しており、第2段落において「対話を通じて設定」と述べているほか、6以前にも繰り返し記述しています。
172	別紙1	P28	水道ホームドクターと第三者機関等の活用による連携事業監視等および現在一般的に用いられている水道モニターとの違いと使い分けが不明である。	水道ホームドクターは、水道事業者に対して施設の各種診断や対策のアドバイスを行うもの、第三者機関は、第三者委託を受託した民間企業の取組等を客観的に評価するもの、水道モニターは、主に市民を対象として水道事業全般にわたり御意見をうかがうものと考えています。
173	別紙1	P28	国が先頭に立っての研究・開発機関の推進と、研究・開発した結果を共用し、随意に引き出しコンサルティングに生かすための知的図書館（ライブラリー）の創設が水道界全体の向上につながると思う。	御指摘の趣旨をも踏まえ、水道ビジョンの実現に向けた具体的な施策を検討していきます。
174	別紙1	P28	ビジョン(案)では、国、都道府県、水道事業者の適切な役割分担を記述している。これに対応した別紙1の中にも、水道事業体においても新広域化計画の策定が円滑に行えるような主旨の項目を追加すべき。	御指摘を踏まえ、修文します。
175	参考資料	P51	「耐震継手付きダクタイル鋳鉄管」の定義が不明。	水道統計の調査の概要の別表に従い、S、S _N 、NS、US、UF、KF、Pなどの抜け出し防止継手を有する管を対象としています。
176	参考資料2	P51	ポリエチレン管を「水道配水用ポリエチレン管」と記載すべき。	調査対象には配水支管用の水道用ポリエチレン管も含まれているため、現行の記述が適切であると考えます。